

◎新潟県告示第319号

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定める告示（平成21年10月新潟県告示第1284号）の一部を次のとおり改正する。

令和4年3月25日

新潟県知事 花 角 英 世

別表中

「

毒物劇物取扱者試験	科目別得点、総合得点	〃	医務薬事課、保健所、新潟市保健所
-----------	------------	---	------------------

」を

「

毒物劇物取扱者試験	科目別得点、総合得点	〃	感染症対策・薬務課、保健所、新潟市保健所
-----------	------------	---	----------------------

」に

「

健康運動実践指導者認定試験	筆記試験の得点、実技評価結果	合格通知の日から1か月間	健康対策課
調理師試験	科目別得点、総合得点	合格発表の日から1か月間	健康対策課及び受験者の住所地を管轄する保健所（ただし、新潟市保健所を除く。）
クリーニング師試験	〃	〃	生活衛生課及び受験者の住所地を管轄する保健所（ただし、新潟市保健所を除く。）

」を

「

クリーニング師試験	〃	〃	生活衛生課及び受験者の住所地を管轄する保健所（ただし、新潟市保健所を除く。）
-----------	---	---	--

」に

改める。